

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の一の2の(三)中「二十」を「十五」に改め、同2の(四)中「三十」を「二十五」に改める。

別表第二の一の2の(三)中「二十」を「十五」に改め、同2の(四)中「三十」を「二十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改正後の別表第一の第一の一の2の(三)及び(四)並びに別表第二の一の2の(三)及び(四)の規定は適用せず、改正前の別表第一の第一の一の2の(三)及び(四)並びに別表第二の一の2の(三)及び(四)の規定は、なおその効力を有する。